

【対策本部会議次第】

第1回 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る  
危機対策本部会議

日時：令和4年4月8日（金）

18：30～

場所：県庁南棟2階 第三応接室

次 第

- 1 開会
- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について
- 3 本部長指示事項等
- 4 閉会

## 高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について

### 1 農場の概要

所在地 青森県上北郡横浜町  
飼養羽数 約170,000羽  
用 途 肉用鶏（ブロイラー）  
畜舎数 18棟、セミウインドレス平飼い

### 2 経緯

#### (1) 農場から県への通報

ア 日時 令和4年4月7日（木） 20時04分  
イ 内容 死亡家きんが増加

#### (2) 現地調査（立入検査）

むつ家畜保健衛生所が立入りし、高病原性鳥インフルエンザウイルス簡易検査を実施した。

検査羽数 13羽（死亡家きん11羽、生きている家きん2羽）

※結果 9羽陽性（死亡家きん9羽）

#### (3) 遺伝子検査（PCR検査）

青森家畜保健衛生所において、簡易検査を行った13羽中10羽でPCR検査の陽性を15時に確認した。

#### (4) 疑似患畜の確認

国が、県による簡易検査及び遺伝子検査の結果等に基づき、本日18時に高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定した。

#### (5) 同時に、知事から自衛隊への災害派遣を要請した。

### 3 防疫対応

#### (1) 発生農場の措置

- ・第1班として、本庁農林水産部職員78人を動員し、本日、速やかに殺処分を開始
- ・今後、殺処分及び埋却について7日間以上を要する見込み

#### (2) 周辺農場の防疫措置

##### ア 移動制限

発生農場を中心として半径3km以内の区域について、移動制限区域として設定し、家きん等の移動を禁止

#### イ 搬出制限

発生農場を中心として半径10km以内の区域（上記を除く）を搬出制限区域として設定し、家きん等の搬出を禁止（搬出制限区域内では家きん等の移動は可能）

<参考>移動制限、搬出制限区域内の家きん農場数及び飼養可能羽数

区域	農場数	飼養可能羽数（羽）
移動制限（3km以内）	6	約1,060,000
搬出制限（10km以内）上記除く	3	約510,000

#### （3）消毒ポイントの設定

発生農場周辺の感染拡大を防止するため、発生農場周辺、半径3km及び10km地点付近に別紙のとおり4か所に消毒ポイントを設置予定（このうち緊急消毒ポイント設置済み）

#### （4）調査・検査

国と県が協力して速やかに調査・検査を行う。

##### ア 疫学調査

発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、関連する家きんがいる場合には早急に調査を実施

##### イ 発生状況確認検査

24時間以内に半径3km以内にある100羽以上を飼育する農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス検査等を実施

## 4 情報提供

#### （1）注意喚起

生産者に対して本事案を踏まえ注意喚起するとともに、市町村、関係団体等へ情報提供を随時実施する。また、県民に対しては死亡した野鳥に接触しないよう注意を促す。

#### （2）風評被害の防止

感染した鶏肉及び鶏卵が市場に出回ることはないこと、また、我が国では、これらを食べたことにより、人が鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないことをPRする。

#### （3）相談窓口の設置

本庁及び出先機関に相談窓口を設置

- ・家畜・畜産物関係→畜産課
- ・人の健康関係→保健衛生課、各保健所
- ・野鳥関係→自然保護課

#### （4）定例記者会見の開催

当面の間、毎日15時から、県庁北棟2階A会議室において記者会見を開催

# 消毒ポイント

番号	名称	所在地
緊急	現地	
①	横浜町除雪ステーション	横浜町字林ノ後
②	南地区交流センター	横浜町吹越82-1
③	七戸畜協雲雀平牧場入口	野辺地町字向田

## 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議

### 【知事メッセージ】

本県では昨年12月以来、今シーズンとしては2例目となる、高病原性鳥インフルエンザが横浜町内農場で発生しました。

今後、徹底した防疫措置を迅速に進めるとともに、感染拡大防止に万全を尽くしてまいります。

また、自衛隊への災害派遣を要請したところです。

発生農場は、<sup>にくようけい</sup>肉用鶏を生産しており、感染のおそれのある<sup>とりにく</sup>鶏肉は市場に流通していません。また、我が国では、これまで家きんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザが感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様には、これまでどおり、県産の<sup>とりにく</sup>鶏肉、卵の御愛用をお願いします。

なお、家きんの飼養者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底して、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただきたいと思っております。